



給付項目の確認

加入保険の補償対象

英語版が正本であり、日本語版と相違がある場合、英語版が優先します。

給付表（概要）

補償限度額	保険会社が各被保険者に支払う金額
旅行期間内の最大給付額	100 万ドル
保険期間内の最大給付額	100 万ドル
給付項目	保険会社の負担額
専門サービス	
A. 手術、麻酔、放射線治療、院内往診、診断用 X 線、検査	100%
B. 外来診療（主治医による X 線および検査の料金を含む）	100%
入院サービス	
A. 手術、X 線、院内往診	100%
B. 入院患者の救急治療	100%
外来外科センター	100%
救急車サービス（医療救助を除く）	100%（最大 1,000 ドル）
滑降（アルペン）スキーおよびスキューバダイビングに起因する保険請求への給付（潜水指導員協会（PADI）もしくは全米水中指導員協会（NAUI）の認定資格を有する、または認定インストラクターの指導に従うことが条件）	旅行期間内の最大給付額または 10,000 ドルのうち、いずれか小さい方を上限とする
母国外における外来処方薬	補償費用の 100%
負傷が原因で必要になった歯科治療	補償費用の 100%（旅行期間ごとに最大 3,000 ドル）
疼痛の緩和を目的とする歯科治療	補償費用の 100%（旅行期間ごとに最大 3,000 ドル）
遺体の本国送還	控除免責の適用対象外。最大給付額 25,000 ドル。
医療救助	控除免責の適用対象外。あらゆる救助を含む、旅行期間ごとの最大給付額 100 万ドル。
見舞い	控除免責の適用対象外。各旅行期間において、往復の普通席航空券 1 枚分の費用、ホテル施設費用、および入院費用に関する 1 名あたりの最大支給額 1,500 ドル。



給付項目の確認

加入保険の補償対象

免責事項

本保険において、以下のすべての項目は給付の対象外となります。

1. 本保険で規定する**補償費用の最大額を超過する金額**。
2. 本保険の補償範囲に**明示がないサービス**。
3. 保険会社が**医療上必要でない**と判断するサービスまたは用品。
4. 保険会社が**試験目的または調査目的**と判断するサービスまたは用品。
5. 保険契約の**発効日以前**または発効日以前に開始した入院の最中に提供を受けたサービス。
6. 本保険の補償対象者のセクションに記載の給付期間の延長規定に基づき給付期間を延長した場合を除く、**補償期間の終了後**に提供を受けたサービス。
7. 被保険者が**法的な支払い義務**を一切負わないサービス、または被保険者が医療保険などを付保していなければ請求を一切求められなかったサービス。
8. たとえ被保険者が給付を請求しなくとも、労災補償、雇用者責任法、職業病法などの各種法律に則り、裁判、和解などの方法で**当該給付額を取り戻した、または取り戻すことのできる各種サービス**。
9. **医師の指導に反して行った旅行中**、特定治療行為の順番待ち名簿に記載されている期間、または治療目的での旅行の間に必要となった治療または医療サービス。
10. 旅行補償期間中に生じる可能性のある妊娠合併症を除く、**妊娠またはマタニティケア**に関連するサービス。
11. 以下の行為に起因するまたは影響を受ける状況。(a) 不注意により核エネルギーが放出され、当該放出に起因する疾病および傷害の治療に適用可能な政府基金が存在する場合、(b) 被保険者が任意の国の**兵役**に服した場合、(c) 被保険者が**暴動、反乱、騒乱**に関与した場合、(d) 被保険者が**重罪または被保険者の違法な職業関与に起因する出来事**を生じさせる、または試みた場合、(e) 19歳以上の被保険者が**アルコール、中毒物質、もしくは違法麻薬の影響を受けた場合**、または医師の指導に基づく処方によらず規制薬物を使用した場合。
12. 被保険者、被保険者の同居人、**被保険者との間で血縁、婚姻、もしくは養子の関係にある者**、または被保険者の雇用主が提供した専門サービスまたは購入した用品。
13. **付き添い看護師**による院内または外来サービス。
14. **環境の変化、理学療法、慢性疼痛の治療を主たる目的とする入院**、療護もしくは安安静療法、または療養所、高齢者向け施設、養護ホームもしくは他の類似施設のサービスに関連する、入院の部屋代および食事代。
15. 本来は外来診療で安全に対処できたはずの**診断検査**に関連する入院の部屋代および食事代。
16. 本保険の給付セクションに記載の**歯科治療および/または不慮の事故時の歯科治療**に関する項目に明示のある場合を除く、**歯科サービス**、義歯、架工義歯、歯冠、かぶせ歯冠などの義歯、歯の抜去、または歯もしくは歯肉の治療。
17. 顎関節症 (TMJ) への**歯科および歯科矯正サービス**。
18. 歯科矯正治療に関する項目に明示のある場合を除く、**歯科矯正サービス**、歯牙固定器、その他の歯科矯正装具。
19. **インプラント義歯**：インプラント義歯の移植または除去の一部である、骨の内部、表面、もしくは軟組織へのインプラント素材、またはその移植もしくは除去に関連する治療行為。
20. **補聴器**。
21. 常用の聴覚検査。
22. 本保険で明示のある場合を除く、視能訓練、眼鏡、コンタクトレンズ、常用の視覚検査、および両眼屈折検査を含む、**視力測定サービス**や目の体操。
23. 近視、乱視、および/または老眼などの屈折障害の矯正のみを目的とする**眼科手術**。
24. 外来の**言語療法**。
25. 本保険に明示のある場合を除く、外来で処方または調合されたすべての**薬物、薬剤または他の物質**。これらは医師が処方するものを含むが、それらに限定されない。
26. 意図的な**自己加害**によるすべての**傷害または疾病**。本項の除外規定は、医療救助、遺体の本国帰還、および見舞いに関わる給付には適用されない。



給付項目の確認

加入保険の補償対象

27. 一般に予測可能であり、組織だった医療コミュニティによるサービスと関連のある各種医学的合併症を含む、**美容外科**などの美容目的のサービス。本項の除外規定は、身体機能、もしくは傷害による変形、もしくは新生児の先天欠損の回復を目的とする再建手術、または乳房切除術に伴って左右の乳房を回復するために医療上必要な再建手術には適用されない。
28. 異なる性別の身体特性へ変更する処置または治療。**性転換**に関連するすべての医療上、手術上、もしくは精神医学上の治療または研究を含む。
29. **性機能不全**または**機能不全**の治療。
30. **生殖能力および/または不妊**の診断または治療に関連するすべてのサービス。これらには、すべての検査、診察、調査、薬物療法、および不妊再建術や体外受精などの侵襲性、医療上、実験上、もしくは手術上の処置が含まれるが、それらに限定されない。
31. すべての**避妊**サービスおよび避妊薬・避妊器具。これらには、すべての診察、調査、診断、薬物療法、医療上もしくは実験上の機器、および手術処置が含まれるが、それらに限定されない。
32. 精子または卵子の**凍結保存**。
33. 矯正用を含む**整形靴**（装具と連結する場合を除く）や靴インサート。
34. **体重減少**や、病的肥満などの肥満治療を主たる目的とするサービス、または体重減少を主たる処置とするすべての治療行為。
35. 実際の疾病、傷害、または身体状況を直接的には治療しない**常用の身体検査**などの検査。これらには、雇用主または政府当局が要請する検査も含まれる。
36. **電話相談**の提供者が行為の対価として請求する料金。
37. 加入資格者が**個人的に享受する快適さ**または**利便性**を主たる目的として提供される用品（空気清浄機、空気調節装置、加湿器、運動器具、トレッドミル、温泉療養器具、エレベーター、衛生用品、美容用品など）。
38. 保険会社が個別具体的に提供または手配した場合を除く、**教育サービス**。
39. **栄養指導**または**栄養補助食品**。
40. 本保険の補償範囲セクションにおいて、補償範囲として明示されていない**耐久医療機器**。対象外の耐久医療機器には以下のものが含まれるが、それらに限定されない。整形靴または靴インサート。空気清浄機、空気調節装置、または加湿器。運動器具、トレッドミル、温泉療養器具、エレベーター。快適性、衛生面、または美容を目的とする用品。使い捨てコンドームなどの用品。矯正器具や、ストッキングなどの補助器具/用品。
41. 入院期間中、または物理療法/医学もしくは作業療法/医学の給付に基づき個別具体的に行われた治療を除く、**物理療法/医学または作業療法/医学**。
42. **注入療法、放射線療法、および血液透析治療**、ならびにその治療法に関連して利用した用品、薬品、または専門サービスは、すべて対象外となる。
43. **成長ホルモン治療**。
44. 以下を含む、常用の**フットケア**。うおのめ、たこの切除または除去。足に関して限局性の疾病、傷害、または症状が無い場合に行った、爪の手入れまたは常用の衛生ケアなどのすべてのサービス。
45. 加入資格者または被保険者が 60 日以内または合理的な範囲で速やかに以下の処置を行わなかったために**保険会社の責任に帰すとは判断できない料金**。(a) 保険会社がすべての診察録および自らが要求する情報を取得することを承認すること、または (b) 請求などの補償範囲に関わる事項について、保険会社が要求する状況資料を保険会社に提供すること。
46. **医師の待機**サービス料金。
47. 動物/人間間の臓器移植費用。
48. 医療給付の項目の中で、被保険者が有効な運転免許を所有しない管轄区域で起こした自動車事故に起因して発生した損失。
49. 乗客輸送の免許を保有する場合を除く、任意の**航空機**に搭乗したことに起因して発生した請求。



給付項目の確認

加入保険の補償対象

50. 学校対抗、職業上、および/または非職業的なクラブ内のスポーツもしくはスポーツ イベントに参加する、または登山、自動車レース、スピード競技、スカイダイビング、ハングライダー、パラシュート、洞窟探検、ヘリスキー、アドベンチャー スキー、もしくはバンジー ジャンプに参加することに起因する請求。
51. **性感染症**または性感染症に起因する疾病の治療（本除外規定は HIV、AIDS、ARC、またはそれらの派生的な疾患や変異には適用されない）。
52. **遺体の本国送還および医療救助に関する給付規定**の中で、管理者の事前承認を得ることなく、遺体の本国送還や、被保険者の本国内で補償の対象となる事故への医療救助を行った場合。
53. 先天性症状の治療。